

## 要介護認定都道府県等職員研修事業（新規）について

### 1. 目的

全国一律の基準に基づき、客観的かつ公平・公正な要介護認定を実施する必要があるため、都道府県及び指定都市（以下、「都道府県等」という。）において要介護認定を担当している職員を対象として、要介護認定に関する知識及び技能の修得を目的とする研修を実施し、各都道府県等における認定調査員等研修事業の円滑な実施に資するものとする。

### 2. 研修内容

- ・介護保険制度における要介護認定の仕組み及び事務手続に関すること。
- ・介護保険制度改革における要介護認定の改訂に関すること。
- ・認定調査及び主治医意見書に関すること。
- ・介護認定審査会における審査判定に関すること
- ・要介護認定の平準化・適正化に関すること。 等

### 3. 対象者

都道府県等において要介護認定を担当する職員又は保健所等において要介護認定に関する市町村支援業務を担当する職員

### 4. 開催日程

- [日程] 平成 18 年 9 月 8 日（金）・15 日（金）  
 [会場] 国立保健医療科学院（和光市南 2-3-6）  
 [定員] 各 150 名（各都道府県等 5 名程度）  
 [カリキュラム]

日 時	研修項目	内 容	
9/8(金) 9/15(金)	10:00～ 開講・オリエンテーション		
	10:15～12:00	要介護認定総論	要介護認定の仕組み及び手続 要介護認定に係る制度改正
	13:00～14:20	要介護認定各論 1	認定調査及び主治医意見書の 方法論
	14:30～16:50	要介護認定各論 2	介護認定審査会における審査 判定方法
	16:00～17:00	要介護認定特論	要介護認定の適正化・平準化 及び研修方法について

(参考)

## 「介護サービスマネジメント行政研修」について

国立保健医療科学院において、都道府県等の職員を対象に要介護認定及びケアマネジメントに関する知識及び技能をさらに深める標記研修を実施しているため、要介護認定都道府県職員研修とともに、本研修をも積極的に活用されたい。

### 1. 目的

介護保険制度改革が本格的に施行されるなか、都道府県等において、要介護認定及び介護保険サービスに関する専門的知識及び技術を有する行政担当者を養成することを目的としている。

この研修により、要介護認定や適切なケアマネジメントの手法に係る専門的技能と介護保険事業者や地域の実態を把握、評価し、これらを向上させ総合的な介護予防システムの実現ための政策立案を行う行政職員の養成を目指す。

2. 日程 平成 18 年 5 月 29 日 (月) ~ 6 月 2 日 (金)

3. 会場 国立保健医療科学院 (埼玉県和光市南 2-3-6)

4. 対象者 都道府県及び政令都市において要介護認定を担当する職員

5. 定員 50名

### 6. 研修内容

①介護保険制度論

②介護保険法改正における最近の動向

③要介護状態の基本的な考え方

④要介護認定改正内容

⑤予防重視型システム構築の実際

演習：地方自治体における介護予防システムの取り組みの実際

介護サービスにおける質の評価と情報開示

介護サービス計画の評価と指導方法

(<http://www.niph.go.jp/entrance/h18/411svmgt.html> を参照)

<照会先> 国立保健医療科学院 総務部教務課教務第二係 (TEL : 048-458-6189)

○ 「介護相談員派遣等事業実態調査」の結果について

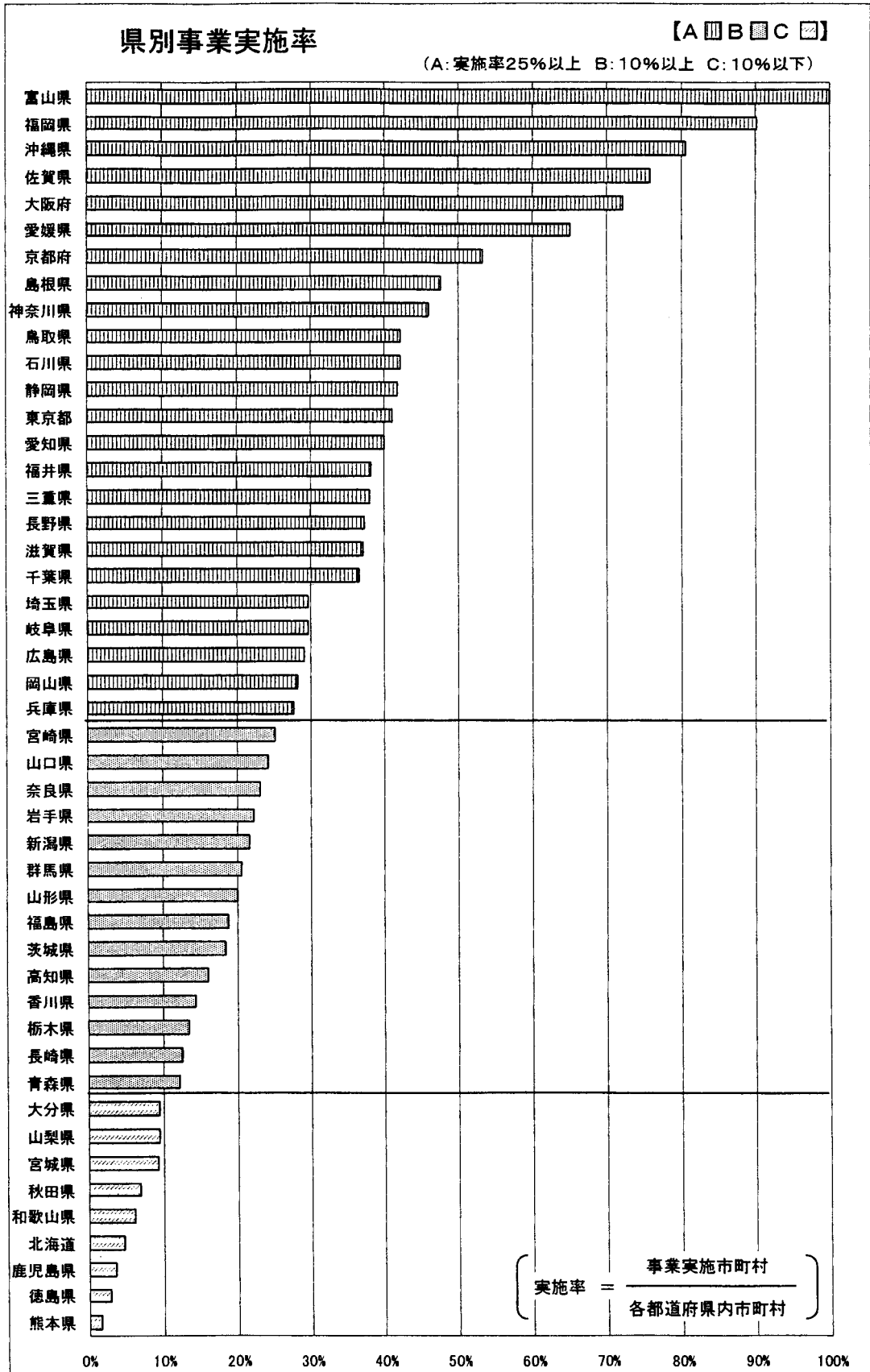
本年度、「介護相談員・地域づくり連絡会」を通じて、本事業の実態調査を実施したところであるが、その結果は別紙のとおりである。

なお、実態調査により得られた情報のうち、利用者がサービスを選択する際に役立つと考えられる情報については、「介護相談員・地域づくり連絡会」のホームページ（下記アドレス参照）に掲載されているので、周知願いたい。

『介護相談・地域づくり連絡会』 <http://www.kaigosodan.com/>

介護相談員派遣等事業実態調査報告について

I 事業実施状況(都道府県別)について



## Ⅱ 現状について

### 1. 相談員研修受講状況

(1) 養成研修修了者総数 7,406人

#### 【全国】

平成12年度	954
平成13年度	1,223
平成14年度	862
平成15年度	660
平成16年度	529
平成17年度	532
合計	4,760

#### 【独自】

平成12年度	328
平成13年度	608
平成14年度	507
平成15年度	511
平成16年度	491
平成17年度	201
合計	2,646

(2) 現任研修修了者総数 6,279人

#### 【全国】

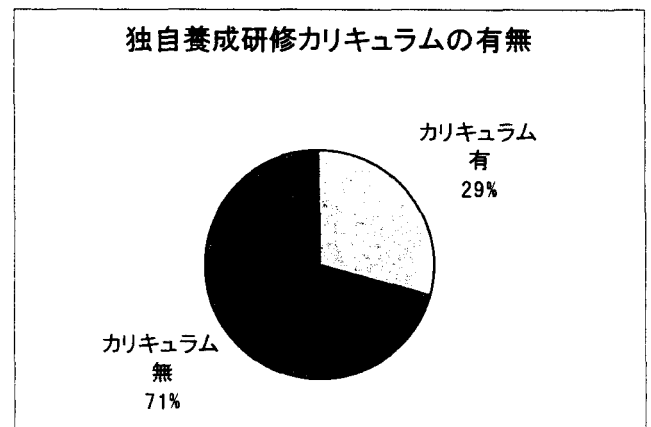
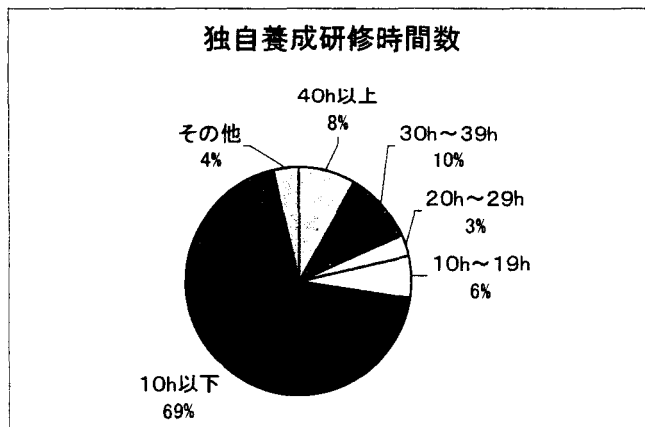
平成13年度	299
平成14年度	795
平成15年度	841
平成16年度	894
平成17年度	864
合計	3,693

#### 【独自】

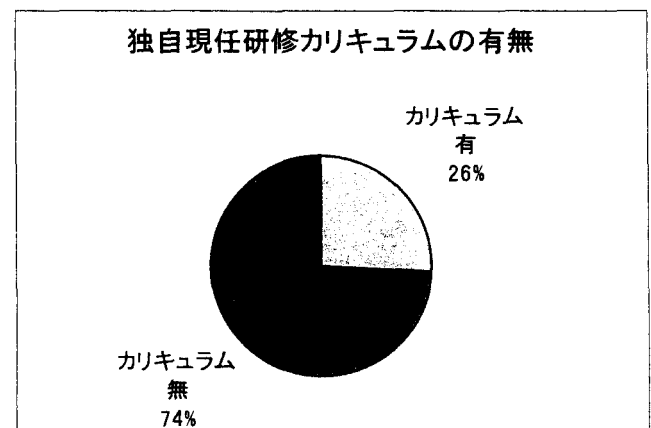
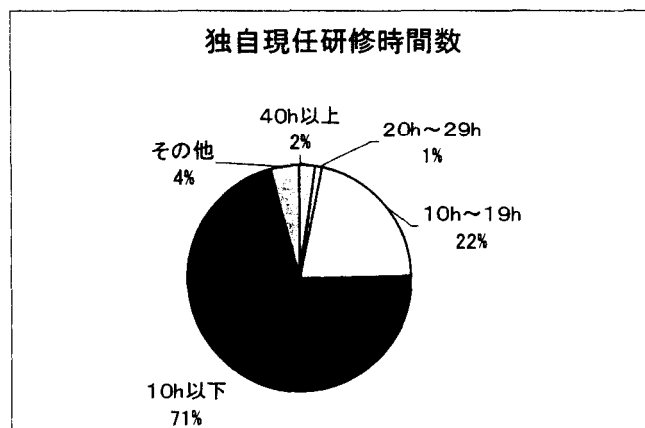
平成12年度	42
平成13年度	190
平成14年度	513
平成15年度	671
平成16年度	642
平成17年度	528
合計	2,586

### 2. 独自研修内容

(1) 独自養成研修（全国研修は40時間）



(2) 独自現任研修（全国研修は10時間）



※現在活動している相談員数 4,622人

### 3. 受入施設・事業所数

#### (1) 受入件数

総数 22,291 件

##### 【施設系受入数】

特養	2,189
老健	1,240
療養型	444

##### 【通所系受入数】

デイサービス	2,382
デイケア	915
短期入所生活介護	1,067
短期入所療養介護	738

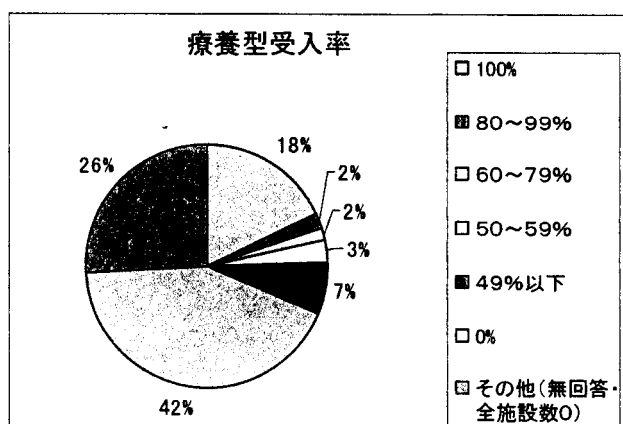
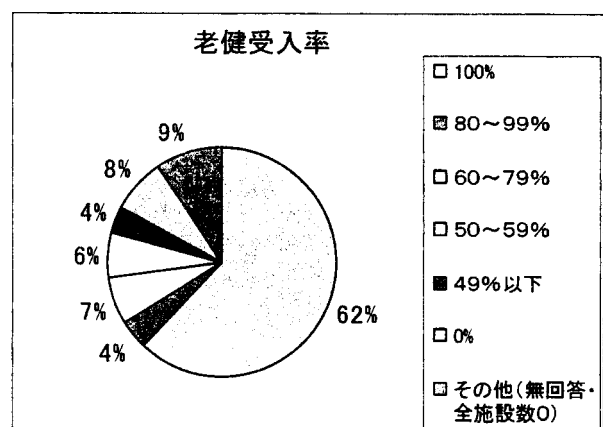
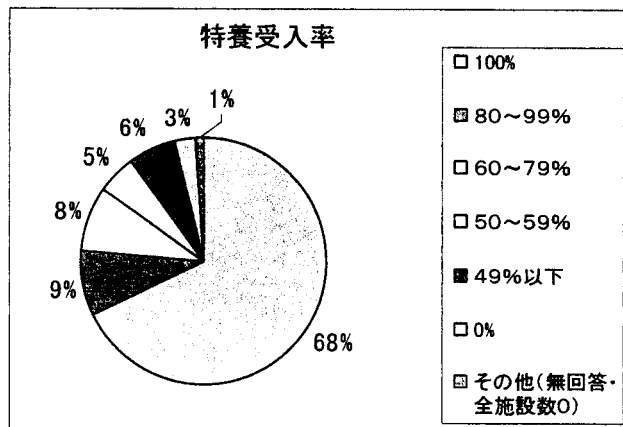
##### 【居宅系受入数】

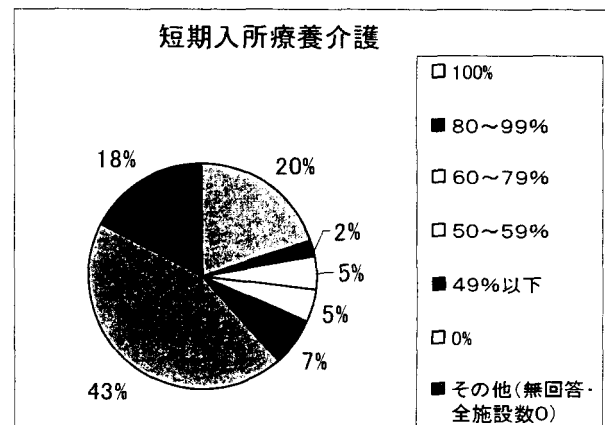
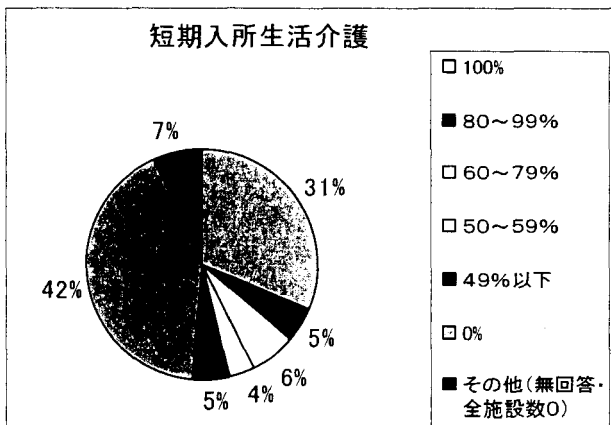
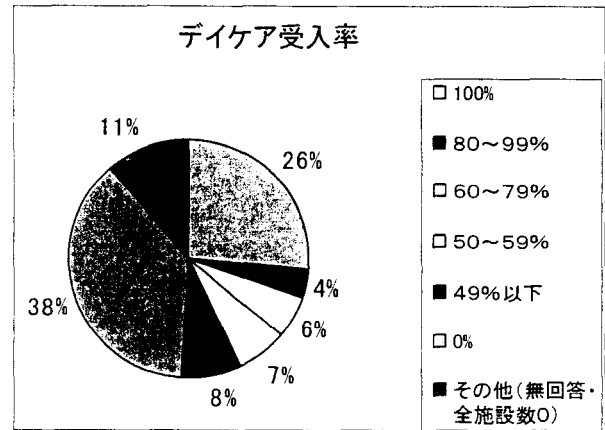
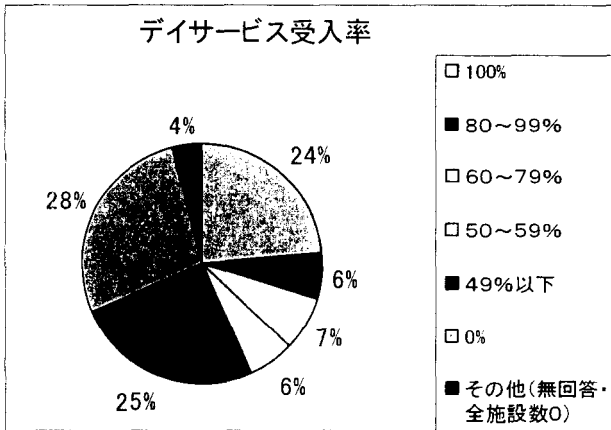
居宅介護支援	1,420
訪問介護	1,299
訪問看護	2,139
福祉用具貸与	469

グループホーム	1,093
訪問入浴介護	120
訪問リハビリテーション	1,713
居宅療養管理指導	4,940
特定施設入所者生活介護	123

#### (2) 受入率

介護相談員派遣事業実施市区町村の市町村内全施設・事業所数に占める介護相談員受入施設・事業所数の割合





#### 4. 居宅訪問について

(1)在宅訪問実施市区町村事務局数 92 / 451(事業実施市区町村事務局数)

(2)相談員の訪問を受けている在宅サービス利用者数 26,230

#### 5. 事務局研修参加市区町村事務局数

(平成12年度～17年度までに事務局研修を受講したことがある市区町村事務局数)

316 / 451(事業実施市区町村事務局数)

【年度別参加市区町村事務局数】		
平成12年度	131	自治体
平成13年度	197	自治体
平成14年度	158	自治体
平成15年度	144	自治体
平成16年度	158	自治体
平成17年度	120	自治体

## 高齢者の生きがいと健康づくり

### (1) 事業の重要性

高齢者の生きがいと健康づくり事業は、高齢期における健康で生きがいのある生活を維持するための社会参加や健康づくり等の各種活動を振興する上で、重要な役割を担ってきたところである。

今般の介護保険制度改革において、要支援・要介護状態に陥るおそれがある者等を含んだ一貫性・連続性のある総合的介護予防システム「地域支援事業」が確立されたところである。このシステムにより生活機能が回復した後の生活機能を維持していくためには、日常生活の中で高齢者自身が能力を生かしつつ意欲や目標を持って継続的に生活機能の維持・向上のための活動に関わっていくことが必要である。地域において取り組まれている高齢者の社会参加、社会貢献、健康づくりなどの自助・共助の活動が、今後その受け皿として役割を発揮することが期待される。このようなことから、これらの自助・共助の活動は益々重要であり、今後ともその振興・活性化に積極的に取り組まれることが求められている。

### (2) 老人クラブについて

老人クラブは、その活動指針である「老人クラブ21世紀プラン」に基づき、「健康、友愛、奉仕」の「全国三大運動」とともに、地域を豊かにする活動等をそれぞれの地域において推進しており、このような自助・共助の活動は明るく活力ある超高齢社会を構築するうえで、大きな役割が期待されるものである。

老人クラブ活動については、高齢者の生きがいと健康づくりを進めるとともに、地域におけるひとり暮らし高齢者等の心と生活の支援を図る観点からも、厚生労働省としても、引き続き支援していくこととしている。

各都道府県・指定都市・中核市におかれては、都道府県・指定都市・市老人クラブ連合会とも十分な連携を図り、老人クラブの活動に対して一層ご配慮願いたい。

また、市町村老人クラブ連合会及び単位老人クラブが行う事業についても、高齢者自身が主体となる活動等が、より効果的に実施できるようにするため、管内市町村に



対し、指導及び助言に努められるようお願いしたい。

また、老人クラブ活動に対する助成については、「介護予防地域支え合い事業」で助成を行ってきたところであるが、18年度においては「介護サービス適正実施指導事業」に組み替えを行ったので御留意願いたい。なお、事業内容等については昨年と同様である。

### (3) 「都道府県明るい長寿社会づくり推進機構」について

「都道府県明るい長寿社会づくり推進機構」については、「介護予防地域支え合い事業」の都道府県メニュー事業「高齢者自身の取り組み支援事業」で助成を行ってきたところであるが、今般の三位一体改革により都道府県の事務として同化・定着していると考えられることから、18年度において国庫補助金を廃止し、税源移譲を行うこととしたところである。

今後も「都道府県明るい長寿社会づくり推進機構」が行う事業については、必要性が高い事業であるので、引き続きその事業推進に支障が生じないよう各都道府県において所要の財源措置等の御配慮をお願いしたい。

### (4) 全国健康福祉祭（ねんりんピック）の開催について

高齢者を中心とする国民の健康保持・増進、社会参加、生きがいの高揚等を図り、ふれあいと活力ある長寿社会の形成に寄与することを目的として開催している全国健康福祉祭を、平成18年度は静岡県において開催することとしている。

#### ア しずおか大会に対する選手等の派遣

全国健康福祉祭の趣旨である高齢者の社会参加、健康づくり及び地域間、世代間の交流を積極的に推進するため、都道府県明るい長寿社会づくり推進機構等とも十分な連携を図りながら、各イベントにおける参加者の裾野を広げられるよう本大会に対する選手等の派遣等十分な参加体制が確立されるようご配慮願いたい。

なお、選手募集については、参考資料「第19回全国健康福祉祭しずおか大会

の概要」を参照されたい。

イ しずおか大会における「長寿社会・私の主張」等の作品募集

全国健康福祉祭の一環として、「長寿社会・私の主張」、「長寿社会・小学生作文」及び「長寿社会・小学生の絵」の募集の協力依頼については、別途通知する予定であるが、管内関係機関への周知及びリーフレットの配布についてご協力いただくとともに、できる限り多くの作品が出品されるようご配慮願いたい。

ウ 地域における高齢者のスポーツ・文化活動等の推進

全国健康福祉祭の目的、理念を地域に浸透させ、健康増進、文化活動の推進を図る観点から、各地方自治体においても、地域の実情に応じた地方版ねんりんピックの開催など、引き続き、健康・生きがづくりに対する積極的な取組についてご配慮願いたい。

エ 第19回全国健康福祉祭しずおか大会（ねんりんピック静岡2006）

- ・テーマ 奏でよう ふじのくにから 健康賛歌
- ・期 日 平成18年10月28日(土)～10月31日(火)
- ・会 場 静岡市をはじめ18市町
- ・今後の開催予定
  - 第20回（平成19年度） 茨城県
  - 第21回（平成20年度） 鹿児島県
  - 第22回（平成21年度） 北海道、札幌市
  - 第23回（平成22年度） 石川県
  - 第24回（平成23年度） 熊本県
  - 第25回（平成24年度） 宮城県、仙台市

## ○. 第19回全国健康福祉祭しずおか大会の概要

選手の募集を行う種目を中心に記載したものであり、全国健康福祉祭全般の詳細については、別途大会実行委員会から送付される「開催要領」を参照願いたい。

1 会 期 平成18年10月28日(土)～10月31日(火)

### 2 募集チーム数等

#### (1) スポーツ交流大会

種 目	参加資格	募 集 チ ー ム 数 等	参加費	募 集 方 法
卓 球	60歳以上	1チーム8人以内 (監督1、選手6[男3・女3]、登録選手8以内) 各道府県・政令指定都市：1チーム、都：2チーム	1人 1,000円	各都道府県 ・政令指定 都市の推薦
テ ニ ス	同 上	1チーム9人以内 (監督1、選手6[男4・女2]、登録選手8以内) 各道府県・政令指定都市：1チーム、都：2チーム	同 上	同 上
ソフトテニス	同 上	1チーム9人以内 (監督1、選手6[男3・女3]、登録選手8以内) 各道府県・政令指定都市：1チーム、都：2チーム	同 上	同 上
ソフトボール	同 上	1チーム15人以内 ※チームは男性で編成 (監督1、選手9、登録選手15以内) 各道府県・政令指定都市：1チーム、都：2チーム	同 上	同 上
ゲートボール	同 上	1チーム9人以内 (監督1、選手5[女2～4]、登録選手8以内) 各道府県・政令指定都市：3チーム、都：6チーム	同 上	同 上
ペ タ ン ク	同 上	1チーム4人以内 (監督1、選手3[女1以上]、登録選手4以内) 各道府県・政令指定都市：1チーム、都：2チーム	同 上	同 上
ゴ ル フ	同 上	1チーム3人 (ハンディキャップ25以内) 各道府県・政令指定都市：1チーム、都：2チーム	1人 1,000円 (7～代12,000円)	同 上
マ ラ ソ ン	高齢者：60歳以上 一般：小学5年 以上	高齢者の部 各道府県・政令指定都市：6人、都：12人 (3km・5km・10km 各2人、都は各4人) * 一般は別途定める	1人 1,000円 (一般は別途)	同 上 及 び 一般は公募
弓 道	60歳以上	1チーム8人以内 (監督1、選手5[女1以上]、交替選手2以内) 各道府県・政令指定都市：1チーム、都：2チーム	1人 1,000円	各都道府県 ・政令指定 都市の推薦
剣 道	同 上	1チーム8人以内 (監督1、選手5、交替選手2以内) 各道府県・政令指定都市：1チーム、都：2チーム	同 上	同 上

\* 静岡県、静岡市の募集チーム数等は別途定める。

#### (2) ふれあいスポーツ交流大会

種 目	参加資格	募 集 チ ー ム 数 等	参加費	募 集 方 法
グラウンドゴルフ	60歳以上	各道府県・政令指定都市：6人、都：12人	1人 1,000円	各都道府県 ・政令指定 都市の推薦
ウォークラリー	高齢者：60歳以上 一般：制限なし	高齢者の部 1チーム5人 各道府県・政令指定都市：1チーム、都：2チーム * 一般は別途定める	1人 1,000円 (一般は別途)	同 上 及 び 一般は公募
なぎなた	60歳以上	1チーム5人以内 (監督1、選手3、登録選手4以内) 各道府県・政令指定都市：1チーム、都：2チーム	1人 1,000円	各都道府県 ・政令指定 都市の推薦

\* 静岡県、静岡市の募集チーム数等は別途定める。

種 目	参加資格	募 集 チ ー ム 数 等	参加費	募 集 方 法
太 極 拳	60歳以上	1チーム6～7人 各道府県・政令指定都市：1チーム、都：2チーム	1人 1,000円	各都道府県 ・政令指定 都市の推薦
ソフトバレーボール	同 上	1チーム9人以内 (監督1、選手8 [男女各3以上]、登録選手8以内) 各道府県・政令指定都市：1チーム、都：2チーム	同 上	同 上
サ ッ カ ー	同 上	1チーム20人以内 (監督1、選手11、登録選手19以内)	同 上	同 上
水 泳	高齢者：60歳以上 一般：40歳以上	高齢者の部 各道府県・政令指定都市：8人 [男4・女4] 都：16人 [男8・女8] * 一般は別途定める	1人 1,000円 (一般は別途)	同 上 及 び 一般は公募
ダンススポーツ	高齢者：60歳以上 一般：45歳以上	高齢者の部 1チーム9人以内：(監督1、スタンダード・ラテンの部各2組) 各道府県・政令指定都市：1チーム、都：2チーム * 一般は別途定める	同 上	同 上
ボ ー ト	高齢者：60歳以上 一般：50歳以上	高齢者の部 カヌー：1クルー8人以内 (監督1、選手5、交替選手2以内) × 36 シングル：1クルー2人以内 (監督1、選手1) × 18 ダブル：1クルー4人以内 (監督1、選手2、交替選手1以内) × 18 * 一般は別途定める	同 上	同 上
バウンドテニス	同 上	1チーム8人以内 (監督1、選手6 [男3・女3]、登録選手8以内) 各道府県・政令指定都市：1チーム、都：2チーム	1人 1,000円	各都道府県 ・政令指定 都市の推薦

\* 静岡県、静岡市の募集チーム数等は別途定める。

### (3) 福祉・生きがい関連イベント

種 目	参加資格	募 集 チ ー ム 数 等	参加費	募 集 方 法
囲 碁	60歳以上	1チーム3人 (男2・女1) 各道府県・政令指定都市：1チーム、都：2チーム	1人 1,000円	各都道府県 ・政令指定 都市の推薦
将 棋	同 上	1チーム3人 各道府県・政令指定都市：1チーム、都：2チーム	同 上	同 上
俳 句	高齢者：60歳以上 一般：60歳未満 当日句：制限なし	事前投句：高齢者の部・一般の部 (全国公募) 当日投句：当日参加者から募集 ※ 1人2句 (当季雑詠) の投句	無 料	事前の公募 及 び 当日の募集
美 術 展	60歳以上	・日本画の部 ・洋画の部 ・彫刻の部 ・工芸の部 ・書の部 ・写真の部 各道府県・政令指定都市：各部2点、都：各部4点	無 料	各都道府県 ・政令指定 都市の推薦

\* 静岡県、静岡市の募集チーム数等は別途定める。

### 3 参加申込

平成18年6月1日(木)から6月30日(金)の期間に、各都道府県・政令指定都市の所管部局を通じて大会実行委員会へ申し込むこと。(別途、開催要領で定める。)

### 4 参 考

60歳以上：昭和22(1947)年4月1日以前に生まれた人